

安八町ふるさと寄附金事務代行業務委託 実施要領

I. 実施目的

安八町（以下「本町」という。）が実施するふるさと納税業務について、寄附受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品の拡充及び情報発信等の業務を民間事業者へ業務委託することにより、本町及び返礼品提供事業者の事務効率化を図るとともに、本町の魅力発信、産業振興及び寄附金の増加につなげるため、ふるさと納税制度に精通した民間事業者を選定することを目的とする。

II. 業務概要

1. 業務名称： 安八町ふるさと寄附金事務代行業務委託
2. 業務概要： 別添「安八町ふるさと寄附金事務代行業務委託 仕様書」を参照
 - ※提案型の募集であるため、仕様書には遵守すべき必要最小限と考えられることを記載している。
 - ※仕様を満たさない場合であっても具体的な代替案が提案できる場合はこの限りではない。
3. 委託期間： 契約締結日から令和13年（2031年）9月30日まで【5年間長期継続契約】
 - ※本業務の履行期間は令和8年（2026年）10月1日からとする。
 - 契約締結日から令和8年（2026年）9月30日までは引き継ぎ及びシステム等の準備期間とし、この間の支払い義務は発生しないものとする。
4. 予算額： 基本委託料の上限は、寄附金額の6%以内（消費税及び地方消費税を除く）
 - ※返礼品の調達経費、返礼品の配送経費、受領証明書発行代行費・ワンストップ特例申請受付手数料は含めず、別途実績額を支払うものとする。
5. 町の経費負担
 - (1) 業務委託料：寄附金額の6%以内（消費税及び地方消費税を除く）
 - ※返礼品の調達経費、返礼品の配送経費、受領証明書、ワンストップ特例申請書等の送付業務に係る経費は含めない。
 - (3) 返礼品の調達に係る経費は寄附金額の3割を上限とし、梱包代などの諸経費と、消費税及び地方消費税を含むものとする。
 - (4) 返礼品の品質に影響を及ぼさない配送方法で、合理的な配送価格に対して配送経費実費を負担する。

6. 想定業務規模

以下の業務規模を想定し、委託料等の見積を積算すること。(様式7)

ポータルサイト	寄附金額 (千円)	寄附件数	ワンストップ特例申請	
			オンライン	紙
ふるさとプレミアム	3,300	60	25	5
JREMALL ふるさと納税	1,600	40	20	5
楽天ふるさと納税	52,000	1,300	340	85
JAL ふるさと納税	5,800	70	15	5
ANA のふるさと納税	4,400	60	15	5
ふるなび	34,000	620	100	35
au PAY ふるさと納税	1,500	50	15	5
セゾンのふるさと納税	1,200	30	10	0
Amazon ふるさと納税	3,600	80	25	10
ふるさとチョイス	28,000	700	95	40
ふるラボ	400	20	5	0
まいふる	600	10	10	5
ふるさと納税百選	2200	50	25	10
その他	400	10	0	0
計	139,000	3,100	700	210

Ⅲ. 参加資格

1. 応募するものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 現在地方公共団体による発注業務の内ふるさと納税関係業務を一括して受託していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 安八町指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと及び安八町暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改定前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないもの。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。(更生計画の認可決定がなされている場合を除く)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。(更生計画の認可決定がなされている場合を除く)
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 精算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

- (10) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出前6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- (11) 国税地方税を滞納していないこと。
- (12) 情報セキュリティ関連認証を取得（プライバシーマーク付与、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価の認証取得等）している法人であること。
- (13) 元請として過去5年以内（令和3年度から令和7年度まで）に地方自治体を契約の相手先として、本業務と同等の業務委託を完了した実績が3つ以上あること。
- (14) ワンストップ特例申請の送付、審査及び受付業務の遂行が可能であること。

2. 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1) 選定を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 受託候補者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 本募集要項に示した応募書類等の作成及び提出に関する条件に違反すること。

IV. プロポーザル実施体制

1. 全体スケジュール（全て令和8年）

内容	期日
実施要領等の公表	6月15日（月）
参加表明・一次審査に関する質問事項の締切	6月17日（水）17時まで
参加表明・一次審査に関する質問事項への回答	6月19日（金）
参加表明・一次審査に係る応募書類提出期限	6月26日（金）17時まで
一次審査（書類審査）	6月下旬
一次審査の結果通知	7月8日（水）
二次審査に関する質問事項の締切	7月10日（金）17時まで
二次審査に関する質問事項への回答	7月15日（水）
二次審査に係る応募書類提出期限	7月22日（水）17時まで
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	7月24日（金）
選定結果通知	候補者選定が済み次第（令和8年7月下旬を予定）
契約の締結	契約内容の確定後
業務開始日	10月1日（木）

※1 質問事項は、質問書（様式1）をメールで送付されたもののみ受け付ける。

※2 質問への回答は、安八町ホームページにて公表する。

※3 第二次審査の対象となる提案者には、日時等を別途連絡する。

2. プロポーザル実施要領等の公表

本件に係る公募型プロポーザル実施要領等の資料を次の通り公表する。

公表期間	6月15日（月）から7月24日（金）まで
公表場所	安八町ホームページに掲載

3. 質疑回答

(1) 参加表明・一次審査に関する質問事項

受付期間	公告日から6月17日(水)17時まで
質疑方法	電子メール
質疑様式	質問書(様式1)
回答日時・方法	6月19日(金)・安八町ホームページ

(2) 二次審査に関する質問事項

受付期間	7月8日(水)から7月10日(金)17時まで
質疑方法	電子メール
質疑様式	質問書(様式1)
回答日時・方法	7月15日(水)・安八町ホームページ

《両質問書作成及び提出時の注意事項》

- ※1 件名は「安八町ふるさと寄附金事務代行業務委託に関する質問」とすること。
- ※2 質問者は「会社名・部署名・役職・氏名・電話番号・電子メールアドレス」を記載すること。
- ※3 原則として回答に対する再質問は受け付けない。

4. 応募書類の提出期限・提出方法及び提出場所

(1) 参加表明・一次審査に係る応募書類提出期限

提出期限	6月19日(金)から6月26日(金)17時まで
提出方法	持参又は郵送
提出場所	安八町役場 秘書広報・地方創生推進室宛 〒503-0198 安八町氷取161番地

(2) 二次審査に係る応募書類提出期限

提出期限	7月15日(水)から7月22日(水)17時まで
提出方法	持参又は郵送
提出場所	安八町役場 秘書広報・地方創生推進室宛 〒503-0198 安八町氷取161番地

5. 応募書類

(1) 参加表明・一次審査に係る応募書類

提出項目	提出内容
1. 参加表明書	様式2
2. 会社概要	様式3(商業登記簿謄本と納税証明書を合わせて提出すること)パンフレット等
3. 業務実績	様式4
4. 連携可能ポータルサイト調定	様式5
5. 入札参加停止措置等状況調書	公募開始日前過去3年以内の処分歴を必ず記載すること。 (様式6)

6. 価格提案書（見積書）	Ⅱ-6. 想定業務規模に基づく参考見積（様式7）
---------------	--------------------------

（2）二次審査に係る応募書類

※全て任意様式

提出項目	提出内容
1. 基本事項	寄附額、寄附件数の目標設定（3 か年）と目標達成に向けた全体戦略・考え方、意気込みについて記載すること。 また、総務省の制度見直しがあった際、それらに対応するための策や組織体制があれば記入すること。
2. ポータルサイトの管理運営に関する業務	本町ふるさと納税寄附額の増額に向け、提案者が各ポータルサイトの掲載内容の充実や返礼品の魅力向上のために実施する内容や、SEO・レビュー対策に関する企画提案について詳細を記載すること。
3. 返礼品提供事業者開拓・支援	本町の返礼品の充実に向け、提案者が実施する新規事業者開拓、返礼品開発や事業者発展に向けた支援に関する企画提案について詳細を記載すること。
4. 寄附金受領証明書、 ワンストップ特例申請関連業務	寄附金受領証明書の発行、ワンストップ特例申請一括代行に係る作業スキームや作業実施体制（全体体制図、個人情報保護体制及び繁忙期の対応・体制等）を記載すること。
5. コールセンター業務	寄附者及び返礼品提供事業者からの問い合わせ対応（実施体制、返礼品提供事業者のサポートの内容、返礼品の配送管理及び実際の寄附者対応の実例等）の詳細を記載すること。
6. 法令遵守・セキュリティ対策	本業務全般における個人情報の管理やセキュリティ対策について詳細（寄附者及び返礼品管理システムや管理体制図、システム構成図等）を記載すること。
7. 実施体制	本業務に係る作業実施体制（全体体制図、本業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者、個人情報保護体制及び繁忙期の対応・体制等）や応募事業者が本業務において強みにしていることを業務実績とともに記載すること。業務実施計画及び寄附管理システムについて記載すること
8. その他の提案	その他の特徴的な取組があれば記載すること。

《作成及び提出時の注意事項》

- ※1 応募書類については、文章やイメージ図等で簡潔に記載し持参又は郵送で提出すること。（提出の際は、各一式をA4サイズのファイルに綴り、提出すること。）
- ※2 応募書類の説明に必要な書類については、適宜添付し全体で30 ページ以内を目安に作成すること。（目次を付し、中央下に番号を付すこと。）
- ※3 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限後に提出があったものについては、応募を無効とする場合がある。
- ※4 想定業務規模で示している寄附件数、寄附金額、ワンストップ特例申請件数は想定であるため、実際に想定件数からの増減があった場合でも当該見積額の単価以内で確実に処理すること。

(3) 提出部数

上記5- (1). (2) の一次審査及び二次審査それぞれにおいて、正本1部、副本5部

※正本のみ押印すること（副本は、正本のコピーでも可）

VI.選定について

(1) 一次審査

①審査方法

- ・参加表明及び業務実績等に基づき、一次審査を実施
- ・一次審査には最低点を設けず、最大3者を選定
- ・結果通知日は、7月8日（水）とする。

※応募者が少ない場合は、一次審査を省略する。

②一次審査評価項目・配点（計100点）

- ・業務実績（様式4） 30点
- ・サイト連携（様式5） 20点
- ・価格提案（様式7） 50点

(2) 二次審査

①審査方法

- ・応募書類に記載された内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ・時間場所については一次審査で選定した事業者に別途通知する。

項目	内容
日時	7月24日（金）予定
発表時間	プレゼンテーション20分 質疑応答15分程度
資料	プレゼンテーションの際に使用するモニター、HDMIケーブルは本町で貸与する。 その他必要な機材（PC等）は提案者において用意すること。
提案者	出席者は3名以内とする（本業務の統括責任者及び実務責任者の出席は必須）。

②二次審査評価項目・配点（100点）

- ・現状課題分析・目標設定 20点
- ・ポータルサイトの管理運営 15点
- ・返礼品提供事業者支援 20点
- ・各種業務（ワンストップ・コールセンター等） 30点
- ・業務実施体制 15点

(3) 選定方法

- ・失格点を除いた者のうち、一次審査及び二次審査の総合点が最も高いものを契約の相手方の候補者として選定する。
- ・最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知・公表

一次審査及び二次審査の結果通知については、応募者全員に通知することとし文書を送付する。なお、審査通過に関する質疑は一切回答しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・本募集要綱に示した応募書類等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・価格提案書の金額が提案条件額を超える場合
- ・評価の公正性に影響を与える行為があった場合
- ・評価に係る委員に対して、直接間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不法行為を行った場合

VII. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に対して契約締結の協議を行う。
- (2) 最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点提案者と協議を行う。
- (3) 契約内容は、提示している仕様書を元に、提案内容を加え協議を行い決定する。
- (4) 本案件は令和8年（2026年）6月現在のふるさと納税制度を根拠とする業務であるため、制度改正などにより、本業務を継続することが困難となる場合又は、次年度以降の予算の確保ができなかった場合は、契約を解除することができるものとし、法令等に定めがある場合を除き損害賠償は行わない。